

第9回相続セミナーから（8月11日開催）

子供がいなくなぜ、トラブルが起きる可能性が高いかを検討してみた。

相続が起きると、相続人がきまり、その順位がきまる。

（遺言があるときは例外。）

子供がいないと第一順位である配偶者と父母（直系尊属）、あるいは第三順位である配偶者と兄弟姉妹へ相続権が移ることになる。

家系図 1 参照

第二順位に行く場合

夫・雅樹(40)歳が亡くなると、相続人は妻(2/3)と夫の母親(1/3)の相続権が発生。

夫が亡くなると、義理の親との親族関係が無くなる事は無いけれど、両親との距離間が発生。ギクシャクしてしまう。

悲しみにふける間もなく、ローン付き自宅、夫名義の現金・預貯金等の処理は、母親の承諾なくして何もできません。

ごく普通の姑さん（義理の母）でも自分の老後資金として相続分の清算（請求）を希望する事は十分考えられることです。現金が必要です。

家系図 2 参照

第三順位に行く場合

相続人は妻(3/4)夫の兄弟(1/4)の相続権が発生。こんなことが起こるのですか？

法律上は起きうるというより、起きてしまう。分割協議書に義理の兄が印鑑を押さないと相続財産の処理が出来ません。こうなると、簡単に相続の話を持ち出すことも出来ない状態に陥る。

対策方法

自分の家系図を書いてみる。義理の両親がすでに他界されているときは必ず第三順位の相続が発生をする。

夫婦でお互いに、全財産を相続させる旨の遺言書を必ず作成をする。そうする事により、伯父さんへの財産移転は無い。（兄弟姉妹の遺留分請求は出来ない）

両親がご存命であれば 夫婦でお互いに遺言書を残すことはもちろん、遺留分対策をすること。遺留分は父母の相続分 1/3 の半分の 1/6 の財産分をお互いに持つことが必要です。一例として、生命保険で確保しておくこと（受取人を指定すれば相続産から除外）も出来ます。

また、必ず来る身体の老化 要介護 延命処置 死後処理について、自分の希望に合う、財産管理（後見制度の活用等）介護施設希望、尊厳死、葬儀の仕方について書き残すことも必要であり、お元気なときこそ自分たちの将来をどうしたらいいのかを考えることも必要です。

第10回 相続セミナー

次回開催は11月10日（土曜日）

ふくじゅふれあい会館（旧県民ふれあい会館）で開催します。

次回テーマ

名義預金と税務調査

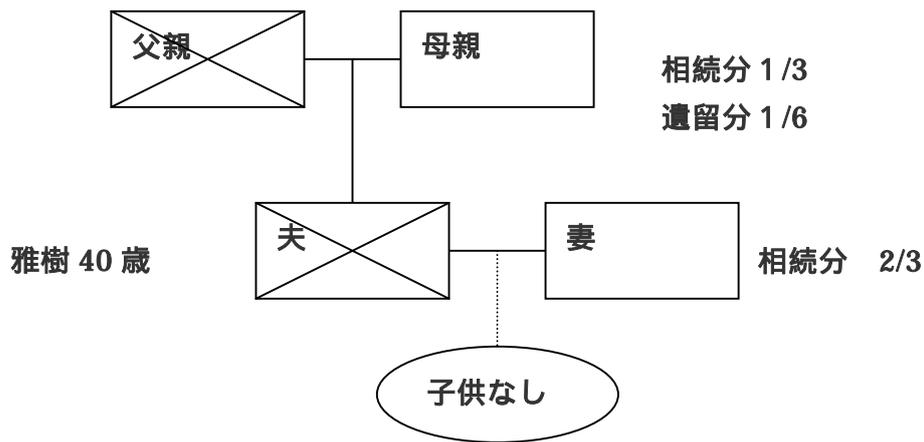
相続トラブル事例

家系図から観る相続

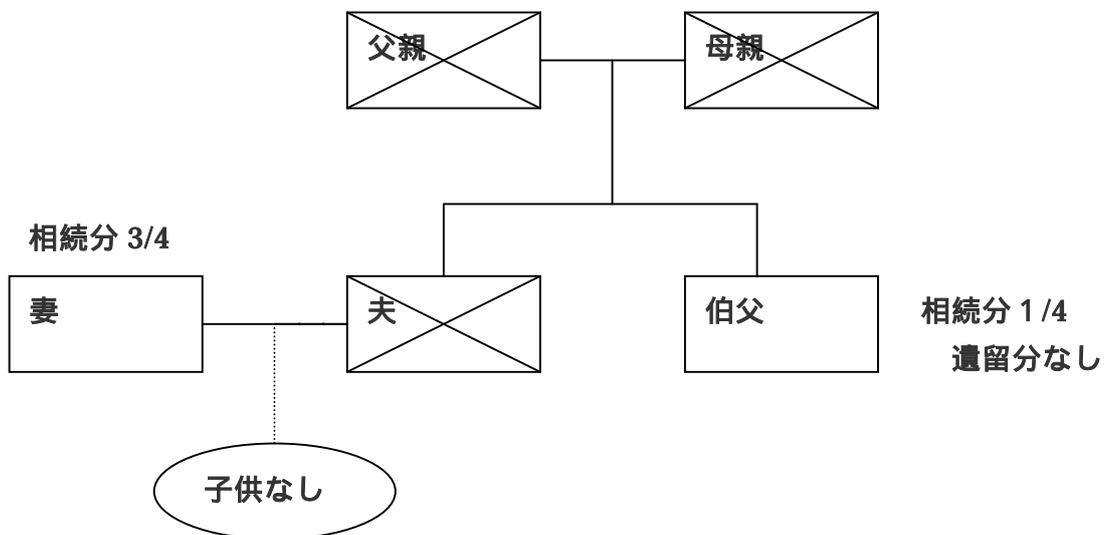
終了後 無料相談会

の予定です。

家系図 1



家系図 2



遺留分とは

遺留分とは法律の定めにより相続人が相続できる最低限の割合のことで、その割合は以下のようになります。

配偶者・直系卑属のどちらか一方でもいる場合 相続財産の2分の1

直系尊属だけの場合 相続財産の3分の1

兄弟姉妹 遺留分はありません。

遺留分のある相続人が複数いる場合は、この遺留分に法定相続分をかけた割合です。

遺留分においても非嫡出子は嫡出子の2分の1となります。

非嫡出子とは婚姻によらないで生まれた子供。